

事業者の皆様へ

震災時等における 危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きについて

越谷市では、震災時等に必要となる危険物の貯蔵・取扱いについて、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧を図ることを目的として、

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に関するガイドライン」を定めました。

過去に発生した震災時において被災地では・・・

ガソリンスタンド等の危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶から手動ポンプを用いての給油等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。



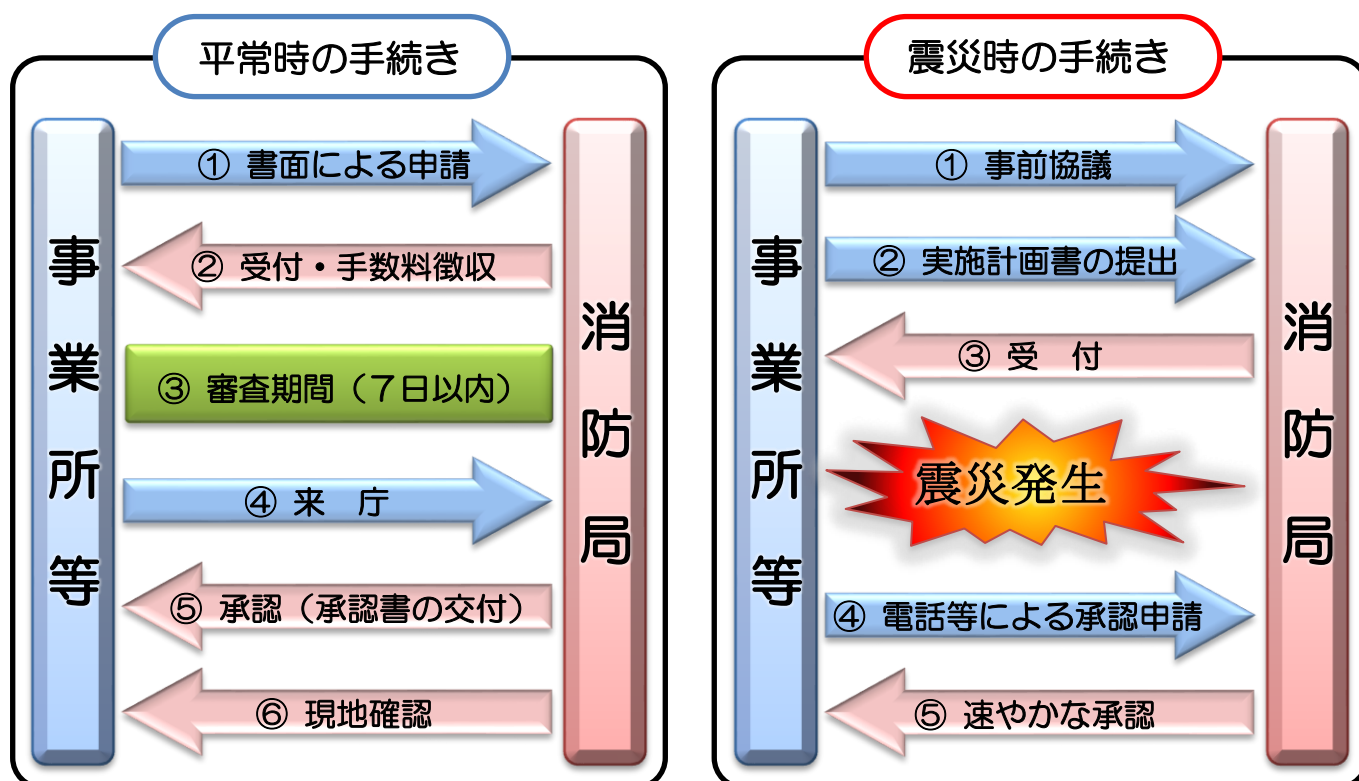
例【ドラム缶による燃料の一時的な貯蔵】

危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

平常時、指定数量（例：軽油・灯油 1, 0 0 0 リットル）以上の危険物は、許可を受けた危険物施設（ガソリンスタンド等）以外の場所で貯蔵・取り扱うことはできませんが、消防長の承認を受けた場合は、1 0 日以内の期間、仮に貯蔵し又は取扱いが可能となります。

震災時等における仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等に危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことが想定される事業所等は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について事前に消防本部と協議したうえで実施計画書を作成し、提出しておくことで、仮貯蔵・仮取扱いの申請から承認までの期間が大幅に短縮されます。



危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に設備等が故障した場合の代替機器の使用、又は停電時における非常用電源や手動機器等の使用等、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、事前に変更許可申請を行い許可内容に内包した場合は、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要とせず、それらの機器等を使用することができます。

- 《事 例》 ●給油取扱所において給油継続のための緊急用発電機の設置
●地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた燃料のくみ上げ給油 ほか



詳しくは 越谷市消防局予防課
電 話 048-974-0103
FAX 048-974-0430

